

北秋田市木造住宅耐震改修計画補助事業実施要綱の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北秋田市木造住宅耐震改修計画補助事業実施要綱（以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 申請書等の様式は、次の表によるものとする。

様式	申請書等の名称	根拠条文
第1号	耐震改修計画補助金交付申請書	要綱第8条
第2号	耐震改修計画補助金交付決定通知書	要綱第9条第2項
第3号	耐震改修計画補助金不交付決定通知書	要綱第9条第3項
第4号	耐震改修計画補助金交付申請取下届	要綱第11条第1項
第5号	耐震改修計画補助金交付変更申請書	要綱第12条第1項
第6号	耐震改修計画補助金完了実績報告書	要綱第14条
第7号	耐震改修計画補助金額確定通知書	要綱第15条
第8号	請求書	要綱第16条
第9号	耐震改修計画補助金交付決定取消通知書	要綱第18条第2項
第10号	耐震改修計画補助金返還命令書	要綱第19条
第11号	耐震改修計画補助金確定申告報告書	要領第20条第1項
第12号	耐震改修計画補助金精算通知書	要領第20条第2項
参考様式1	市税滞納及び所得に関する調査同意書	要領第3条
参考様式2	耐震改修計画概要書	要領第4条

第3条 要綱第4条第3号でいう本市の市税とは、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税をいう。

(添付書類)

第4条 要綱第8条の耐震改修計画補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 対象住宅の付近見取図

(2) 固定資産課税台帳兼名寄帳の写し（対象住宅の建築時期及び所有者が確認で

きる書類)

- (3) 耐震診断結果報告書の写し
- (4) 耐震改修計画に要する費用の見積書の写し
- (5) 市税滞納及び所得に関する調査同意書(参考様式1)
- (6) 対象住宅に借家人がいる場合は、耐震改修の実施に係る同意書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

第5条 要綱第14条の完了実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耐震改修計画の実施に関する契約書の写し
- (2) 耐震改修計画に要する費用の請求書の写し
- (3) 耐震改修計画書の写し(改修前及び改修後の計画を一般診断法で検討したもの)
- (4) 耐震改修工事を行うために必要な図面(改修工事概要、配置図、改修前・改修後の平面図、補強詳細図、(壁仕様、金物・雑詳細図)等)
- (5) 耐震改修工事に係る概算設計書
- (6) 耐震改修計画概要書(参考様式2)
- (7) その他市長が必要と認める書類

第6条 要綱第20条第1項の報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 確定申告書の写し(確定申告により受けた特別控除の金額が確認できる書類)

附 則

この告示は、平成26年4月1日から実施する。